

令和8・9年度

石川庁舎電気保安管理業務委託契約書（案）

うるま市役所

令和8・9年度石川庁舎電気保安管理業務委託契約書（案）

うるま市長 中村 正人（以下「発注者」という。）と 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○（以下「受注者」という。）とは、発注者の保安規程に基づき、発注者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約対象電気工作物の概要）

第1条 電気工作物の対象は別紙仕様書のとおりとする。

（委託料）

第2条 委託料は総額 金○○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 金○○○○円）、月額○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 金○○○○円）とする。

2. 発注者は、前項に定める委託料を適法な請求書を受理した日から30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。
3. 発注者は、本契約締結後、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、上記消費税額は変動後の税率に従って計算され、合計金額は本体金額に変動後の消費税を加算した額を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第3条 契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、うるま市契約規則第6条第2項の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除する。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（委託業務の内容）

第5条 受注者が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 第1条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中の点検、月次点検及び年次点検（その細目及び具体的基準は、定期報告書の記載項目「点検、測定及び試験の基準」のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を発注者に指示又は助言するものとする。

- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合にお

いて、発注者もしくは沖縄電力株式会社より通知を受けたときには、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

- イ. 現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。
 - ロ. 受注者が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。
 - ハ. 事故・故障の原因が判明した場合は、受注者が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。
 - ニ. 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令54号）に基づく電気事故報告を行う必要がある場合は、受注者が発注者に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第107条第2項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 第1条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する那覇産業保安監督事務所への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。
- (6) 第1条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、仕様書及び法律で定める技術基準により、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。
2. 前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、発注者は受注者の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、受注者はその記録を確認するものとする。これに関し、発注者の求めに応じ受注者は助言を行うこととする。このほか、受注者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言ができるものとする。
- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次のイからホまでのいずれかに該当する自家用電気工作物)
 - イ. 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - ロ. 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ハ. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - ニ. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)
 - ホ. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)
- (2) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次のイからホまでのいずれかの場所に設置される自家

用電気工作物)

- イ. 立入り危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
 - ロ. 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)
 - ハ. 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
- ニ. 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
- ホ. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
3. 使用機器及びそれに付随する配線機具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

(点検の頻度と監視装置)

第6条 第5条第1項に定める受注者が定期的に行う点検内容は仕様書及び法律で定める技術基準によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。ただし、年次点検には月次点検が含まれる。

- (1) 月次点検 毎月 1回以上
- (2) 年次点検 每年 1回以上
- (3) 臨時点検 必要の都度
- (4) 工事期間中 毎週 1回以上
- (5) 竣工検査 必要の都度
- (6) 精密点検 履行期間中 1回以上

2. 年次点検で、保安の信頼性が高く、かつ、次の(イ)から(ホ)までに掲げるものと同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止時状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。

- (イ)低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第58条に規定された値以上であること並びに高压電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
- (ロ)接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。
- (ハ)保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
- (二)非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電周波数(回転数)が正常であること。
- (ホ)蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。
3. 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペアとする。)以上の漏えい電

流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」)という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報(以下「漏えい警報」)という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこと。

- (1) 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- (2) 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

(連絡責任者等)

第7条 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

2. 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
3. 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
4. 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立会わせるものとする。
5. 発注者は、需要設備の設備容量が6,000KVA以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものであるものとする。

(発注者及び受注者の協力及び義務)

第8条 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。

2. 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。
3. 発注者は電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに受注者に連絡するものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第9条 受注者は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者(以下、「保安業務担当者」という。)には、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令77号)に適合する者をあてるものとする。

2. 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、発注者の求めに応じ提示することとする。
3. 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下、「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
4. 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
5. 受注者は、前各項で定める保安業務担当者及び保安業務従事者を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に提出し、発注者は面接等により本人の確認を行うこととする。また、保安業務担当者は、その身分を提示する身分証

明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。ただし、緊急の場合を除くものとする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

6. 受注者の保安業務担当者は、発注者の保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。

(記録の保存)

第10条 発注者が保安管理業務の結果について受注者から報告を受け、その記録(当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。)を確認及び保存することとし、その記録等は、双方において3年間保存するものとする。

(損害賠償)

第11条 受注者の故意または過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。但し、受注者の責めに帰すことのできない事由によるときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第12条 受注者及び受注者の作業員は、本契約の履行に際し、履行期間中及び履行期間終了後においても、発注者の全ての業務内容に関し、秘密の保持を厳守しなければならないものとする。

(契約期間内の更改)

第13条 発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1)設備容量が変更された場合
- (2)受電電圧が変更された場合
- (3)発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4)発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (5)配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6)発注者が保安規程を変更する場合

(契約の解除等)

第14条 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。

- (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 発注者が委託料の支払いを遅滞した場合

2. 前項のほか、双方いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前迄にその旨文書により通知し、双方が合意したうえで解除できるものとする。

3. 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合

- (2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が 7, 000V をこえた場合
- (5) 発電所の出力が、2, 000KW をこえた場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が 600V をこえた場合

(債務負担行為に係る契約の特則)

第15条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度	円
令和8年度	円
令和9年度	円

2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度	円
令和8年度	円
令和9年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(契約事項等の解釈)

第16条 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は、契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関して生じた双方間の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(紙契約の場合)

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約の場合)

本契約の証として、本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

なお、本契約は契約締結の日にちにかかわらず、発注者及び受注者が合意した次に掲げる日にちから効力を有するものとする。

令和8年3月　　日

発注者　住　所　　うるま市みどり町一丁目1番1号

氏　名　　うるま市長　　中村　正人

受注者　住　所

氏　名